

○大府市中小企業緊急雇用安定補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による厳しい経済情勢の中、中小企業の雇用の安定と維持のため、予算の範囲内で交付する大府市中小企業緊急雇用安定補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 助成金 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の2及び第102条の3の規定に基づく雇用調整助成金及び令和2年3月10日付け職発0310第2号「雇用安定事業の実施等について」に基づく緊急雇用安定助成金をいう。
- (2) 事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、新型コロナウイルス感染症の影響による助成金の支給に係る特例措置（以下「特例措置」という。）により助成金の支給決定を受けた事業者のうち、次の要件を満たすものとする。

- (1) 市内に所在する事業所で、休業を実施し、又は教育訓練を行っていること。
- (2) 次条第1項に規定する補助対象経費の額が助成金の支給決定額（教育訓練に係る加算額を除く。以下同じ。）を上回っていること。
- (3) 市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業者が市内の事業所を一時的に休業した場合の当該事業所の休業期間（助成金の支給決定通知書に記載された支給対象期間をいう。）のうち、緊急対応期間（特例措置の対象となる期間をいう。）における休業手当に要する費用又は教育訓練を行った場合の賃金に相当する額とする。

2 前項の場合において、事業者が市外に所在する事業所と併せて助成金の支給決定を受けたときは、市内に所在する事業所に要した経費のみを対象とする。ただし、当該経費が明らかでないときは、経費の総額を市内及び市外に所在する事業所それぞれの従業員の人数で按分して算出するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の掲げる額のいずれかに100分の6を乗じて得た額とする。

- (1) 助成金の助成額算定書に記載された基準賃金額又は平均休業手当日額に、休業を実施し、又は教育訓練を行った延べ人数（市内の事業所に係るものに限る。）を乗じて得た額
- (2) 助成金の支給申請書（小規模事業主用）に記載された休業手当額のうち市内の事

業所に係る額

- 2 前項の規定により算出した金額が、補助対象経費の額から助成金の支給決定額を除いた額を上回る場合は、当該額を補助金の額とする。
- 3 補助金の額は、1事業者当たり延べ150万円を限度とする。
- 4 補助金の額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、大府市中小企業緊急雇用安定補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 助成金の支給決定通知書の写し
- (2) 助成金の支給申請の内容が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定をし、大府市中小企業緊急雇用安定補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請書を提出した者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第8条 前項の交付決定通知書の交付を受けた者は、大府市中小企業緊急雇用安定補助金交付請求書(第3号様式)を市長に提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は助成金若しくは補助金の受給に関し不正の行為があったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適切であると認めたとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年6月1日(次項において「施行日」という。)から施行する。

(適用期間)

- 2 この要綱は、施行日から令和3年3月31日までの間に交付申請された補助金について適用する。